

(様式第1号)

木曽岬町告示第 93 号

一般競争入札の実施について

下記の建設工事について、次のとおり一般競争入札を行いますので、木曽岬町契約事務規則（平成14年木曽岬町規則第10号）第7条の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 19 日

木曽岬町長 三輪 一雅

1. 一般競争入札に付する工事概要

- (1) 工 事 名 令和 7 年度 木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事
- (2) 工事場所 桑名郡木曽岬町大字田代160地内
- (3) 工事概要 建築工事・電気設備工事・機械設備工事 各1式
 - ・建築改修工事 1式
 - ・電気設備改修工事 1式
 - ・機械設備改修工事 1式
- (4) 工 期 契約の日から 令和 8 年 3 月 30 日まで（予定）
- (5) 予定価格 - 円 （事後公表）
- (6) 最低制限価格 設定しています。

2. 参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争入札参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有するもので、木曽岬町入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日の間とする。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。）を受審し、管工事において建設業許可を有し、次に掲げる基準のいずれかを満たす者であること。
 - ア 木曽岬町内に本店、支店又は営業所を有し、管工事の経営事項審査の総合評点が450点以上かつ、年平均完成工事高が1,000万円以上の者。
 - イ 桑名市内に本店、支店又は営業所を有し、管工事の経営事項審査の総合評点が600点以上かつ、年平均完成工事高が1,000万円以上の者。
 - ウ ア・イを除く桑名建設事務所管内及び四日市建設事務所管内に本店、支店又は営業所を有し、管工事の経営事項審査の総合評点が800点以上かつ、年平均完成工事高が3,000万円以上の者。
 - エ ア・イ・ウを除く津建設事務所管内以北及び愛知県海部建設事務所管内並びに名古屋市全域に本店を有し、管工事の経営事項審査の総合評点が1,000点以上かつ、年平均完成工事高が5,000万円以上の者。
- (4) 建設業退職金共済制度に加入している者。
- (5) 官公庁発注の同種工事（空調設備の新設工事も可）を元請負として平成27年度以降に施工実績を有する者。

- (6) 本工事の契約時に、建設業法第26条の規定による主任技術者として、次のいずれかに該当する者の配置を要する。
- a. 1級管工事施工管理技士または2級管工事施工管理技士の資格を有する者。
 - b. 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る。）に合格した者。
 - c. 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者（平成元年建設省告示第128号に規定された者（管工事業））
- (7) 公告から入札時までの期間において、町から指名停止等を受けていない者。
- (8) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。

3. 入札参加方法

入札参加のための事前申請手続きはありません。公告で示す参加に係る資格要件を満たす者は、入札書郵送期限までに入札書等を郵送することにより入札に参加することができます。

4. 設計図書等の閲覧、ダウンロード、質問

- (1) 入札説明書及び設計図書並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧または町HPからダウンロードすることができます。

①閲覧期間：公告日から入札日の前日までの午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②閲覧場所：木曽岬町役場 教育課

※ なお、設計図書及び入札書式は木曽岬町役場HPにてダウンロードすることができます。

- (2) 設計図書等に質問がある場合は、次のとおり取り扱います。

- ①質問の手法： 書面（質疑書）の提出による。
- ②質問の提出期限： 令和7年9月26日（金）午後5時まで
- ③質問の提出場所： 木曽岬町役場 教育課
- ④質問の回答： 令和7年10月2日（木）町HPにて公表します。

5. 現場説明会

対象工事の現場説明会はありません。

6. 入札保証金

入札保証金は免除します。

7. 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付。ただし、木曽岬町契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第50条第2項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項2号に規定する工事履行保険契約に係る保険証券を提出することにより、納付を免除します。

8. 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、「入札書」及び「積算内訳書」並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保による法律等に抵触する行為を行っていないことの「誓約書」、「事後審査書類」を指定された封筒に封入の上、「一般書留又は簡易書留」のいずれかの方法で郵送するものとする。持参は認めません。

- (1) 入札書の郵送期限

日時： 令和7年10月6日（月）（開札日前日）までに木曽岬郵便局に必着

(2) 封筒の指定及び郵送先

- ① 指定する封筒の仕様及び規格は、長3号横（120mm×235mm）とします。
- ② 封筒の記載要領は、下記のとおりとしてください。

日本郵便(株)木曽岬郵便局留	
木曽岬町役場 ○○課宛	
入札書在中	
開札日時	: 令和○○年○○月○○日午前○○時○○分
工事名	: 令和○○年度 ○○○○○○○○○○○○○○工事
498-0807	

(裏) 記載要領

割印	割印	割印
差出人	住所 商号(名称)	

9. 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は下記により実施します。

開札立会人（入札審査会副会長）の立ち合いのもと実施しますので、入札参加者が出席することはありません。

日時： 令和7年10月7日（火）午前9時00分

場所： 木曽岬町役場 4階 会議室（入札室）

- (2) 開札の結果、予定価格以下で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (3) 落札者は、入札執行後の提出書類の審査の後に決定します。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。

10. 事後審査による落札者の決定

- (1) 入札用封筒に同封する事後審査書類は次のとおりです。

なお、工事費内訳書以外の書類については、入札用封筒に入らない場合、別封筒で提出することができます。ただし、入札日までに必着する必要があります。

(別封筒で送付する場合の送付先)

〒498-8503

三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地

木曽岬町役場 教育課

- ・工事費内訳書
- ・誓約書
- ・入札参加資格確認申請書（事後審査）（第2-2号様式）
- ・工事の施工実績書（官公庁発注の同種工事の元請実績 第3-1号様式、第3-2号様式）
- ・上記書類の添付書類一式

- (2) 入札参加資格者の事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有すると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定します。
- (3) 事後審査の結果、不適格者（落札候補者が入札資格を満たさない場合）となった場合には次順位者に対して事後審査を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返します。

11. 入札の無効

契約事務規則第22条の規定に該当する入札は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者がした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定していた入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

12. 支払い条件

前払金	}	木曾岬町契約事務規則によります。
中間前払金		
部分払		

13. その他

- (1) 相入札者（同一工事の入札参加者）間の一次下請負は禁止します。
- (2) その他は契約事務規則によります。
- (3) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

木曾岬町役場 教育課

電 話 : 0567-68-1617

F A X : 0567-66-4841

E-mail : kyouiku @town.kisosaki.mie.jp